

1. 活動方針策定の意義

本部町教育委員会

スポーツ少年団には「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」「スポーツを通して青少年のこころと体を育てる」「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」の3つの理念があります。本部町においても伝統的にその理念に基づき、これまで多くの人材を育ててきたことは間違いなく、指導者の方々は心より感謝申し上げます。

しかし、児童の放課後活動のあり方について社会的な議論があり、本部町教育委員会に対して意見も寄せられています。そこで、本部町教育委員会として、放課後活動の終了時間を守り、休養日を設けることで、児童の安定した心と体を育て、放課後活動とともに学習時間や家族とのふれあいが増えることにより、子どもたちがたくましく成長していくことを願って「望ましい放課後活動を目指した活動方針」を策定することとしました。

子どもたちの未来のために、心からご理解とご協力をお願い致します。

- ◎ 活動時間を午後6:30までとすることで、帰宅後に児童が落ち着いて家庭学習をする時間を確保する。
- ◎ 休養日をつくることで、1週間の疲れをとり、授業にしっかり集中できる環境をつくる。
- ◎ 休日に休養日をつくることで、家族とのふれあいを広げ、様々な体験をすることで、子どもたちの視野を広げ、たくましく将来に向かって進んでいく力を育てる。

2. 放課後活動で守って頂きたいルール

児童は午後6時30分までには練習や片付けを終え帰宅させること。

平日は1日以上を休養日とすること。

※ 土日に大会で活動した場合は、翌週の平日2日以上を休養日とすること。

原則として、毎週土・日のいずれかを休養日とすること。

※ アンケート調査より、7割以上の保護者が土日のいずれかを休養日にすることを望んでいます。

毎月第3日曜日の「家庭の日」は休養日とすること。

※ この活動方針は、放課後活動をさらに有意義な活動にするものであり、決して活動を否定するものではありません。

※ この活動方針は、塾や習い事等の個人の活動を規制するものではありません。

※ 大会前等でどうしても方針に添えない場合は、保護者との確認のもと活動して下さい。その場合も月曜日から授業に支障がない活動時間に留意してください。

※ 指導者や施設の関係上、午後6:30以降に活動する団体については、教育委員会の許可を得て施設を利用してください。その場合においても児童生徒の体力や家庭学習時間に配慮してください。

1. 活動方針策定の意義

本部町教育委員会

中学校の部活動には生徒の心身の成長を促進する意義があり、本部町においてもこれまで多くの人材を育ててきたことは間違いありません。指導者の方々には心より感謝申し上げます。

しかし、生徒の部活動のあり方についての社会的な議論があり、また、本部町教育委員会に対して意見も寄せられています。そこで、本部町教育委員会として、部活動の終了時間を守り、休養日を設けることで、生徒の安定したこころと体を育て、部活動とともに学習時間や家族とのふれあいが増えることにより、子どもたちがたくましく成長していくことを願って「望ましい部活動を目指した活動方針」を策定することとしました。

子どもたちの未来のために、御理解と御協力をお願い致します。

- ◎ 学校で決められた下校時間を守ることで、帰宅後に生徒が落ち着いて家庭学習をする時間を確保する。
- ◎ 休養日を設けることで、1週間の疲れをとり、授業にしっかり集中できる環境をつくる。
- ◎ 休日に休養日をつくることで、家族や地域とのふれあいを広げ、様々な体験をすることで、子どもたちの視野を広げ、たくましく将来に向かって進んでいく力を育てる。

2. 部活動で守って頂きたいルール

各学校で決められた下校時間を厳守すること。

原則として、週1~2日程度の休養日を設定すること。

毎週土・日のいずれかを休養日とすること。

- ※ 上記の内容は平成26年8月29日沖縄県中学校体育連盟評議会で決定された「望ましい運動部活動を目指した活動方針」の具体的な取り組みの(1)、(2)を遵守したものです。
- ※ アンケート調査で7割の保護者が、土日のいずれかを休養日にすることを望んでいます。
- ※ 日曜日に練習試合や大会等があれば、翌日の月曜日を休みとすることが望ましい。

定期テストの前は、各学校で定めた停止期間を厳守すること。

毎月第3日曜日の「家庭の日」は休養日とすること。

長期休業中は週1~2日程度の休養日+まとまった休みを設けること。

※ この活動方針は、部活動をさらに有意義な活動にするものであり、決して活動を否定するものではありません。

※ この活動方針は、塾や習い事等の個人の活動を規制するものではありません。

※ 大会前等でどうしても本指針に添えない場合は、学校長の判断のもと活動して下さい。